

別紙（規則第6条及び第7条関係）

国立大学法人山口大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規則
における教育学部附属学校（附属幼稚園を除く。）の留意事項

国立大学法人山口大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規則
（以下「規則」という。）第6条及び第7条に定める教育学部附属学校（附属幼稚園
を除く。）の留意事項は、以下のとおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに関する例（規則第6条関係）

規則第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は、次のとおりである。

なお、ここに記載する内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに限られるものではないこと、正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意すること。

また、障害者が、教育学部附属学校（以下「本校」という。）における教育その他本校が行う活動への参加を検討するために有効な環境や配慮に関する情報を事前に提供するように努めること。そのうえで、規則第3条第2項のとおり、教職員は、正当な理由により配慮を行うことが難しいと判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に説明し、理解を得るよう努めなければならない。その際、教職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められる。

○正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例 （以下、例示）

- ・ 障害があることを理由に、受験を拒否すること。
- ・ 障害があることを理由に、入学を拒否すること。
- ・ 障害があることを理由に、授業受講を拒否すること。
- ・ 障害があることを理由に、実習、課外活動等への参加を拒否すること。
- ・ 障害があることを理由に、事務窓口等での対応順序を劣後させること。
- ・ 障害があることを理由に、式典、行事、説明会への参加を拒否すること。
- ・ 障害があることを理由に、施設等の利用やサービスの提供を拒否すること。
- ・ 手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイクなど、適切な情報保障手段を用意できないからという理由で、障害のある児童及び生徒（以下「児童等という。）の授業受講や、実習等への参加を拒否すること。
- ・ 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること。
- ・ 障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、一律にあるいは漠然とした安全上の問題を理由に校内の

施設利用を拒否又は制限すること

○正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例

- ・実習において、アレルゲンとなる材料を使用するなど、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる児童等に対し、アレルゲンとならない材料に代替し、別の部屋で実習を設定すること

第2 合理的配慮に関する例（規則第7条関係）

合理的配慮は、不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、規則第3条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、例としては、次に掲げるとおりである。

なお、これらの例はあくまでも例示であり、ここに記載する例以外も合理的配慮に該当するものがあること、また、個別の事案ごとに判断することが必要であることに留意すること。

また、在校生の修学上の配慮に関しては、学級担任、特別支援教育コーディネータと本人・保護者との対話による合意形成が困難である場合は、特別支援教育に関する校内委員会で協議すること。さらに、規則第3条第4項のとおり、教職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障害者に丁寧に説明し、理解を得るよう努めなければならない。その際には、教職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めて柔軟に対応を検討することが求められる。

○合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例

（以下、例示）

- ・車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡す等の工夫をすること。
- ・図書館や、実験・実習室等の施設・設備を、他の児童等と同様に利用できるように改善に努めること。
- ・移動に困難のある児童等のために、所属する学級に近い位置に駐車場を確保すること。
- ・聴覚過敏の児童等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減すること。
- ・視覚情報の処理が苦手な児童等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすこと。
- ・配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパン

フレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。

- ・障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある児童等について、座席位置を出入口の付近に確保すること。
- ・移動に困難のある児童等が所属する学級で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること。
- ・易疲労状態の児童等からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時の休憩スペースを設けること。
- ・視覚障害の児童等からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求めに応じてトイレの個室を案内すること、その際、同性の教職員がいる場合は、児童等の希望に応じて同性の職員が案内すること。

○合理配慮に当たり得る意思疎通の配慮の例

(以下、例示)

- ・授業や行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システム活用などの情報保障に努めること。
- ・ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す児童等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと。
- ・シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、児童等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること。
- ・聞き取りに困難のある児童等が所属している学級で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いたり、授業前後に視聴覚教材の貸出しを行うこと。
- ・状況に応じて、授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること。
- ・筆記が難しい児童等について事務手続きの際に、教職員や支援員等が必要書類の代筆を行うこと。
- ・障害のある児童等で、視覚情報が優位な者に対し、授業内での指示や事務的な手続き・申請の手順を文字やイラスト等で視覚的に明示し、わかりやすく伝えること。
- ・間接的・抽象的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的・具体的な表現を使って説明すること。
- ・授業中のディスカッションに参加しにくい場合に、授業の目的に適う範囲で発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること。
- ・入学試験やテストにおいて注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく文書や黒板に書いて示すなど、視覚的な情報として伝達すること。

○ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

(以下、例示)

- ・入学試験やテスト等において、個々の児童等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用、休憩時間の調整

等を認めたりすること。

- ・成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。
- ・外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、安全性や情報セキュリティを確認したうえで、介助者等の立ち入りを認めること。学外の介助者の立ち入りが難しいと判断する場合は、校内介助者の配置を検討すること。
- ・行事等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること。
- ・移動に困難のある児童等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入り口に近い場所へ変更すること。
- ・校外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること。
- ・実験・実習等において、障害の特性により指示の伝達や作業の補助等が必要となる場合に、特別に支援員等の配置を検討すること。
- ・聞こえにくさのある児童等に対し、外国語のヒアリングの際に、音質・音量を調節したり、文字による代替措置を用意したりすること。
- ・読み・書き等に困難のある児童等のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりすること。
- ・授業や説明会等において、公開範囲や管理要領を確認した上で、状況に応じて、ICレコーダー等を用いた授業の録音、板書の写真撮影を認めること。
- ・不随意運動等により特定の作業が難しい児童等に対し、授業等の目的に適う範囲で教職員や支援員を配置して作業の補助を行うこと。
- ・感覚過敏等がある児童等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォン等の着用を認めること。
- ・体調が悪くなるなどして、作文・感想文等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長等を検討すること。
- ・学級内で、教師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること。
- ・肢体不自由や慢性的な病気等のために他の児童等と同じように運動ができない児童等に対し、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりするなど、障害・病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除することなく、参加するための工夫をすること。
- ・治療等で学習空白が生じる児童等に対して、授業資料を提供する、質問対応を行う、別途課題を与える等、学習機会を確保できる方法を工夫すること。
- ・授業出席に介助者が必要な場合には、介助者の入室を認めること。
- ・視覚障害や肢体不自由のある児童等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること。

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ご

とに判断することが必要であることに留意する。

○合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例

(以下、例示)

- ・入学試験やテスト等において、筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること。
- ・授業において、弱視の児童等からスクリーンや板書等がよく見える席を希望する申出があった場合に、事前に座席確保などの対応を検討せず、一律に「特別扱いはいできない」という理由で対応を断ること。
- ・視覚障害の児童等が、点字ブロックの無いイベント会場内の移動に必要な支援を求める場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、参加や支援を断ること。
- ・障害のある児童等が、支援者と共に更衣室を利用することを希望した場合に、空いている教室など代替施設を検討することなく、設備がないという理由で対応を断ること。

○合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例

(以下、例示)

- ・オンライン授業の配信のみを行っている場合に、オンラインでの集団受講では内容の理解が難しいことを理由に対面での個別指導を求められた際、字幕や音声文字変換システムの利用など代替措置を検討したうえで、対面での個別指導を可能とする人的体制・設備を有していないことを理由に、当該対応を断ること（事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことの観点）
- ・図書館等において、混雑時に視覚障害の児童等から職員等に対し、館内を付き添って利用の補助を求められた場合に、混雑時のため付添いはできないが、職員が聞き取った書籍等を準備することができる旨を提案すること（過重な負担（人的・体制上の制約）の観点）

さらに、環境の整備は、不特定多数の障害者向けに事前的改善措置を行うものであるが、合理的配慮は、環境の整備を基礎として、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して個別の状況に応じて講じられる措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例は、次のとおりである。

○合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例

(以下、例示)

- ・障害者差別解消の推進を図るための教職員への校内研修を実施（環境の整備）するとともに、教職員が、児童等一人一人の障害の状態等に応じた配慮を行うこと（合理的配慮）

- ・エレベーターの設置といった校内施設のバリアフリー化を進める（環境の整備）とともに、肢体不自由のある児童等が、実験室等で実験実施の補助を必要とした際に、その補助を行う支援員等を提供すること（合理的配慮）
- ・障害のある児童等から申込書類への代筆を求められた場合に円滑に対応できるよう、あらかじめ申込手続における適切な代筆の仕方について研修を行う（環境の整備）とともに、児童等から代筆を求められた場合には、研修内容を踏まえ、児童等の意向を確認しながら担当者が代筆すること（合理的配慮）
- ・オンラインでの申込手続が必要な場合に、手続を行うためのウェブサイトが障害のある児童等にとって利用しづらいものとなっていることから、手続に際しての支援を求め る申出があった場合に、求めに応じて電話や電子メールでの対応を行う（合理的配慮）とともに、以後、児童等がオンライン申込みの際に不便を感じることはないよう、ウェブサイトの改良を行うこと（環境の整備）
- ・講演会等で、情報保障の観点から、手話通訳者を配置したり、スクリーンへ文字情報を提示したりする（環境の整備）とともに、申し出があった際に、手話通訳者や文字情報が見えやすい位置に座席を設定すること（合理的配慮）